

記録

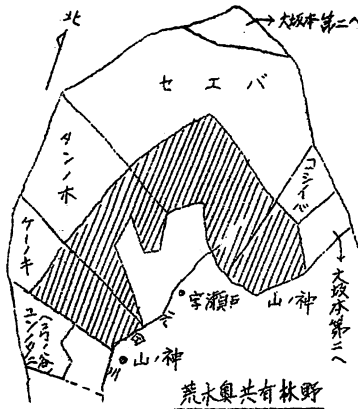
わがふるさと、元田誌、

— 元田部落の共有地 —

会員 市野瀬 仁

一 共有林野

元田部落に保存されている書類の中で、最も重要なものが二つある。一つはその表紙右肩に赤で「重要綴」とあり、中央に「元田共有山、神名綱帳、並ニ願書登記証綴」と筆で書かれたものである。いま一つは、左肩に「重要帳」と赤で書かれ、「大正十年旧八月改、元田共有林臺帳並ニ規約書」とあり、いざれも左下に「元田組合位長保管」とあるのがこれである。後者の綴は、前者のものに要約した字しとなっているので、その要点を抜萃して地図と照らし合せてみよう。



- ◎ 荒水奥宇瀬戸山ノ神  
コノ歴史、古代ヨリ元田共有林トシテ名目ヲ備ヘ、当時ヨリコノ名義ニテ果行ヲ達シイルモノナリ。
- ◎ 荒水奥宇瀬戸山ノ河内  
コノ前畑老ノ所、此ノ代当昔金八田ニテ売渡シ、明治三十一年正

月 元田市野瀬元吉氏ナリ買取証券ハ別紙綴ニ保管中(以下略)

- ◎ 荒水奥宇瀬戸山ノ神(以下略)
- ◎ 荒水奥宇瀬戸山ノ河内(以下略)
- ◎ 荒水奥宇瀬戸山ノ河内(以下略)

以上であるが、前者の基本台帳の中で最も古い、明治十九年旧正月十五日付の、元田市野瀬一が本田村に売主となつた記録がある。それを原文のまま示してみよう。

原野売渡証券

大坂本村千八百拾壹番之内  
宇瀬戸内ノキ

一 原野 売主 此地代金拾五圓也

右原野拙者名受之分丈ケ永ク売渡、代金止ニ受取候処確實也。然ル上ハ是迄拙者名受之通上草之義ハ入会且ツ前畑ニ代取之節ハ地料所有主ニテ受納可致約束ニテ売渡約定也依テ永ク売渡証券如件

売主 市野瀬源一  
証人 荒水 甚蔵  
同 河野 吾助  
同 市野瀬 守八  
村任長 河野 嘉吉

以下  
戸主の名前が四十九名明記され、証人は勿論、売主も市野瀬源一殿として含まれているのが注目される。この地番は兒玉輝臺の前田で、明治三十年につくられた国道(三十六号線)以前の道路から、現在の堤防に至る間であるが、文書には宇瀬戸内ノ木とあるので、どうもおかしい。ここらは一八九〇年代の番地のはずである。但し山にまちがいないが、番地が合わないのである。但

し役場の土地台帳は、明治二十一年作成したものであるが、

(注) 前掲地図で斜線の部分は完全な共有地、ケイノ木・タンノ木・セエバ・コシイバの空白のところは、共有地ではあるが、各戸に分割した分である。

ここで再び荒木奥のセイバロ一帯の共有林について、語らねばならないことがある。それは、昭和三十二年、明治・上野・切畑三村の合併問題がおき、大際へ佐長市野瀬善之助の時、村人の衆議によって、共有地の上方を各戸に分割することとなった。その方法にいろいろ論争があり、苦心があったことを聞いている。

分割した部分は地図上の、ケイノ木・タンノ木・セエバ・コシイバの白い部分である。すでに二十年も過ぎた現在では、主バク又ギが植っており、家によっては当時より広くなったり狭くなったり、売買した所もあれば杉の植わっている所もあり、当地とかなりの変化が見られる。

その下方、地図上の斜線の部分は杉が多く残り、部落の主要な共有財産となっている。これら共有林は、荒木や北極の林道の造成をはじめ、公民館建設費等として、村の公共事業に役立ってきたことは大きい。こうした事情を知ると、古き人々の足跡をおかり易く記録に残しておくこの仕事の大切さを、しみじみと思う。いうまでもなく、自然の恩恵と村民の知恵と労苦が、樹木を成長させて来たからである。

### 二 天神の土地

天神さんについて、弥生野役場の土地台帳には、次のように記録されているのを見て、興味をひいた。

(一) 本田の天神

明治三十二年一月十日、大間小学校松下。昭和二

十九年十月十三日、市野瀬宗慶外三十二名。広さ八畝十五歩。

(二) 荒木の天神

明治三十二年八月十八日、大間小学校松下 当時ヨリ税務署台帳ニ明治村トアリ依テ訂正。荒木泉外十二名。広さ三畝二十一歩。

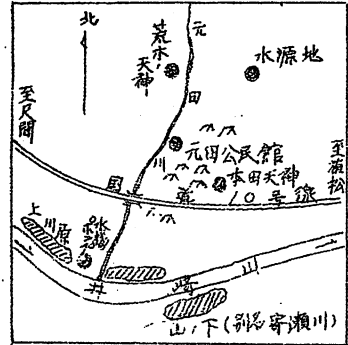
学校名儀にしたりは、村に税金がかかるので、時の村長がこのような措置をとったのである。しかし三村合併があるため、それぞれ元田の所有にした次第である。

### 三 井崎川がつくった共有地

井崎川が造成した寄洲で、官有地となったものが三ヶ所ある。

一ヶ所は「上川原」(俗名上ゴウラ)で、以前の大間小学校の前、舟近一帯の自然堤防となった地域をさす。明治初年頃の旧道付近で今の竹やぶ一帯、左いした利用価値もなく、せいせい竹の子の収穫がある程度である。

今一つは、本田前の井崎川をほさんだ「山ノ下」である。この地は氾濫原で、ほぼ一町歩もあり、日田郡大山村の梅・栗の里にちなんで、明治百年記念として本本の梅を植えた。ちようど盛りか頃、花の下をくぐって現地を歩いてみると、村の観光地にしてははずかしくない景観であった。



仕事好きの村人も、梅の下に集まり一杯傾けながら楽しんで頃も、やってくるのではなからうか。この三、三年來、梅はたくさんなって収穫はした

ものの、値が安いし、一家の経済の足しにはならなかつたらしい。さて、今から五十年が百年さき、生おれくる子供たちがこの梅林を仰ぎ見て、昔を偲び、祖先の遺産として感謝して守ってくれらるゝことであらうが、いつまでこの梅林は生きてくれるものだらうか。

もう一か所の寄洲は、本田下となつてゐるが、現在川になつてゐる。昔は川幅が狭かつたが、河川工事によつて幅が広く整備され、往年の面影は全くない。

以上三か所の寄洲である官有地を、時の任長が某知事は「官有地使用願」と出してゐる。今ここに、上原地共有地の願いも例にとつて紹介してみよう。

官有地使用願

南海郡郡明治村大字大坂本字上河原地内

井崎川筋寄洲

一 反別 式及式畝四歩

一 使用目的 甘藷栽培

一 使用期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

一 使用料 金拾老田〇六錢 但 老及歩ニ付五田

右之通り使用致度候間、御許可被成下圖面相添此

段奉願候也

昭和十五年五月二十日

南海郡郡明治村大字大坂本

荒木与佐外四十一人

代人 荒木与 作

大分県知事 田口易之殿

以上の三か所は同年同月、同じ形式で、同じ任長名で願ひ出ており、測量圖と実況圖がそれぞれ示されてゐる。

四 水源地と水揚げポンプ

荒木に水源地を設けた二畝二七歩の土地がある。この地は、荒木正人から昭和三四年一月六月付で、村の共有地として買上げた小高い場所である。

またこれと関連して、荒木川が井崎川に注ぐ所に、水揚げポンプの箇所があり、ここは官有地となつてゐる。

五 元田公民の敷地

元田公民館の敷地及び道約一畝歩は、兒玉馨喜が村に寄付したものと、お互いに思いこんで使用してゐる。たいたした金ではないにしても、兒玉家は税金もかかることだし、登記してはどうかという話はあるが、いまだに実施してゐない。こんなところ日本人らしさ、あるいは田舎らしいなれあいの慣習でおさまつてゐるところがおもしろくさえ感じられる。

以上が、元田部落の共有地のすべてである。

(この項おわり)

紹介

新刊 巴の鏡 志永 明志 著 御手洗一而著

昭和五十三年三月十八日 発行

B5判 三〇九頁 定価一、八〇〇円(送料二〇〇円)

佐伯史談会事務局 取次 (現物見本到着)

著者日南海郡郡米津津村付野浦出身、現在東京新橋橋区在住、会社員、佐伯中學校(三〇回生)

不惑に毎号執筆寄稿の通り、米津津浦江のいゆる下浦の歴史に情熱を傾け、ほう大な文献資料を駆使し、正確・独創の考証と史実に御手洗一族の活躍をまとめた。中世佐伯水軍の活躍を物語る郷土歴史小説である。